

松本市出会いのイベント業務委託仕様書

本仕様書は、松本市（以下「発注者」という。）が出会いのイベント業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、必要な基本的事項について定めるもの。

1 業務名

松本市出会いのイベント業務委託

2 業務の目的

松本市の魅力を生かした体験型婚活を実施することで、松本市の魅力を伝えるとともに、イベントを通じて参加者の結婚の希望を叶える後押しをすることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務の内容

(1) イベントの企画・実施

ア 回数

契約期間内で2回実施する。

イ 実施場所

松本市内の市街地と山間地それぞれのエリアで1回ずつ実施する。

ウ 時期

契約期間内において、松本市のそれぞれの地域の魅力が伝わる時期を選定すること。

エ 対象

結婚相手を探している18歳以上おおむね40歳未満の者。ただし、業務の目的に照らしてより効果的だと判断する場合は、さらに限定することを妨げない。

オ 参加人数

各回24名程度（男女各12名程度）

カ 内容

(ア) 実施地区の魅力を体感しながら男女の交流を図る体験型の婚活イベントとすること。

(イ) 参加者に対し長野県及び松本市の結婚支援に関する情報提供を行うこと。提供する情報については発注者が提供することも可能とする。

(ウ) 松本市の結婚支援担当者による相談を全ての参加者に実施できる場を設定すること。

(エ) イベント開催時にアンケートを実施し、参加者の意見を聴取すること。アンケート項目については発注者の指定する項目を盛り込むこと。

(2) 事前セミナーの企画・実施

ア 対象

参加者（男女とも）、松本市結婚支援登録者、婚活を始めたいと考えている18歳以上おおむね40歳未満の者

イ 内容

イベントでの体験をより良いものにするため、イベント当日に対する不安を

取り除き、自身の魅力を十分にアピールできるよう、イベント参加者に対しセミナーを実施すること。また、イベント参加者以外にも広く気軽に参加でき、今回のイベント以外の婚活にも役立てることができる内容とすること。

(3) イベントの告知及び参加者募集

イベント開催前に、イベントの告知と参加者募集に関する広報を実施すること。

自社ホームページ申込サイト等により、参加希望者からの質問対応や申込受付等を行うこと。なお、一般的に女性の参加者が少なくなることが多いため、男女バランスよく申込みが集まるよう工夫すること。

(4) チラシ及びバナーの作成

イベント告知チラシ及び各種募集サイトやSNSで利用可能なバナーを作成すること。二次的な利用ができるデータとし、チラシについては必要に応じて印刷も行うこと。

(5) 委託料に含まれる費用

ア イベントの企画、準備、当日運営費用

イ 参加者の募集に係る費用（チラシ等作成費含む）

ウ イベント当日のバス借上料（2台）※必要な場合

エ イベント保険料（イベント参加者を対象）

(6) 委託料に含まれない費用（対象外経費）

ア 汎用性のある機器及び事務用什器等の購入経費

イ 受注者に係る通常の職員人件費及び運営経費など、提案のあった取組みの実施に直接必要のない経費

ウ 委託期間の間に実施されない取組みに係る経費

(7) 参加費の取扱い

ア 参加費の金額については、参加者に係る体験料や飲食代等の経費を目安とし、発注者と協議の上決定すること。なお、1人あたり1万円以下を目安とし、実費を超える負担を強いてはならない。

イ 参加費は発注者が徴収を行う。

(8) その他

ア 業務内容全体において、旅行業法等関係法令を遵守した内容とすること。

イ イベント参加者を対象としたイベント保険に加入すること。

5 受託者の責務

(1) 受託者は常に善良なる管理者の注意義務をもって業務を遂行すること。

(2) 受託者は本業務の遂行にあたり、発注者及び第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものは、発注者の責任とする。

6 業務報告書の提出

(1) 受注者は、業務が終了した後、業務報告書を1冊提出すること。

(2) 報告書には以下の内容を含むこと。

ア 業務全体の概要

イ 制作物（チラシ、バナー、ランディングページ等）

ウ 実施した広報の内容

エ 事前セミナーの内容、実施日時、男女別申込者数、男女別参加者数、参加費、セミナー参加者アンケート結果

オ イベントの内容、実施日時、男女別申込者数、男女別参加者数、参加費、参加者アンケート結果

カ イベントレポート（市ホームページに掲載できるように、参加者の了承を得た上で写真も撮影し盛り込んだものとする）

キ 費用内訳（特に参加者に係る体験料や飲食代等の経費を明確にすること）

- (3) 報告書の提出を受け、検収に合格後、当該報告書の引渡しを受けるものとする。
なお、電子データも納品すること。

7 委託料の支払い

委託料は一括払いとし、受注者は報告書を提出し、検収に合格後、委託料を請求すること。発注者は当該請求を受領後、30日以内に支払うものとする。この場合において、適用する消費税率は業務完了日時点のものとする。

8 著作権等の取扱い

- (1) 受託者が納品する成果物（以下「成果物」という。）に係る著作権は、発注者に帰属するものとし、発注者による二次利用を可能とする。
- (2) 受託者は成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の法的権利を侵害するものではないことを保証することとする。なお、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、全て受託者が負うものとする。

9 個人情報保護・秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得たすべての情報について、外部に漏らし、また他の目的に利用してはならない。
なお、契約期間が終了した場合においても同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報保護に関する法律、松本市個人情報保護条例及び同施行規則を遵守し、適切な個人情報保護措置を講ずること。

10 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受託者が協議の上、これを定めるものとする。
- (2) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (3) 感染症等、国内外の情勢を注視し、発注者と協議しながら事業を実施すること。
なお、状況によっては、業務内容が変更になる可能性がある。

11 担当

松本市こども若者部若者参画課 担当：小船井

TEL 0263-26-1083

FAX 0263-25-5337